

随意契約理由

令和5年(2023年)5月29日

契約担当課名	コロナ健康支援課
発注担当課名	コロナ健康支援課
契約名称	軽貨物車の賃貸借契約
契約内容	軽貨物車(1台)の再リース契約
契約締結日	契約締結日 令和5年5月26日
及び契約期間	契約期間 令和5年5月29日から令和7年5月28日まで
契約の相手方 (所在地・名称)	大阪市中央区本町3-5-7 日本カーソリューションズ株式会社 大阪営業第二部
契約金額	443,520円
随意契約理由	<p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に該当)</p> <p>再リースの対象物件は、平成27年5月29日から長期でリース契約を行ってきたが、現在も車両の状態は良好で、安定した利用が可能となっている。</p> <p>このことから、新たにリース契約を結ぶより、リース料を安価に抑えることができるため、再リース契約として、随意契約により契約締結するものである。</p>